

28川監公第7号
平成28年5月9日

川崎市職員措置請求に係る措置について（公表）

川崎市職員措置請求に係る勧告（平成26年9月9日付け26川監第353号）について、川崎市長から措置状況の報告がありましたので公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

28川総行革第83号
平成28年5月2日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 植村 京子 様
同 坂本 茂 様
同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について（通知）

平成26年9月9日付け26川監第353号で通知のありました勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおりこれまでの措置状況について報告いたします。

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

1 御幸老人いこいの家に関わる機械警備委託について

[勧告の要旨]

平成28年度以降について、御幸日中活動センターにおいて、競争性のある契約方法により、一括して施設の機械警備委託契約を行われたい。

[措置内容]

平成28年度以降の機械警備委託契約については、法人への改善の指示を文書等にて明確に伝えていなかったことにより、平成28年度についても、前年度までと同業者での随意契約となっている。

法人及び警備会社と協議した結果、年度途中で契約を変更した場合は少額とはいえ解約金が発生することから、やむを得ず今年度は契約を継続し、平成29年度に向けて競争性を担保した契約とするよう法人と調整し、改善に努める。

(健康福祉局)